

公益社団法人島根県緑化推進委員会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人島根県緑化推進委員会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を島根県松江市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力を推進することにより、人と森林との新しい共生関係を築き、もって良好な地域環境の形成と持続可能な社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号。以下「緑の募金法」という。）第2条第2項に規定する緑の募金をいう。以下同じ。）及び緑の募金による寄附金の管理を行うこと。

(2) 次に掲げる者に交付金の交付を行うこと。

- ア 森林の整備、環境緑化の推進及び森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力を行う者
- イ 地域の緑化意識の普及・啓発を目的としたイベントを行う者

(3) 森林整備等に関する情報又は資料を収集し及び提供すること。

(4) 森林整備等に関する調査及び研究を行うこと。

(5) 「緑の募金」並びにその運用益により森林整備等に関する事業を行うこと。

(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3章 会員

(種類)

第5条 この法人の会員は、次に掲げる3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を援助するために入会した個人又は団体。

(3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、会長が推薦し、総会において承認され、本人の承諾を得た者。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。会長は、承認があったときは、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

2 賛助会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、会長の承諾を得なければならない。会長は、承諾したときは、その旨を当該申込みをした者に通知するとともに、理事会に報告するものとする。

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、毎年度、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議に基づいて当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規定に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会長は、前項の除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。
(資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 正当な理由がなく2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

(住所等の変更の届出)

第12条 会員は、その住所又は氏名(会員が団体であるときは、主たる事務所の所在地若しくは名称若しくは代表者の氏名又は定款若しくは寄附行為若しくはこれらに代わるべき規程)に変更があったときは、遅滞なく会長にその旨を届け出なければならない。

第4章 役員

(役員を設置)

第13条 この法人に次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 5人以上12人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人を会長、2人を副会長、1人を常務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事及び監事に正会員以外の者を選任する場合は、現員数の過半数を超えない範囲で選任することができる。

3 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

5 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長、副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 前項に掲げる理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告をしなければならない。

(監事の職務及び権限)

第16条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告する。

4 監事は、前項の報告をするために必要があるときは、法令で定めるところにより、会長に対して理事会の招集を請求し、又は招集することができる。

5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期等)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了時までとする。増員により選任された理事の任期は現任者の任期の満了時までとする。

4 理事又は監事は、再任されることができる。

5 理事又は監事は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第18条 理事及び監事は、総会において総正会員の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって解任することができる。

(報酬等)

第19条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、総会で報酬等を支給することについて承認された常勤の理事又は理事会の承認を得た非常勤理事は、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。また、総会で報酬等を支給することについて承認された監事については、総会において定める総額の範囲内で、監事の協議により別に定める報酬の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前項の規定の適用に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に、任意の機関として、1名以上3名以下の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の報酬は、無償とする。

第5章 総会

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第22条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の総額

(4) 貸借対照表、貸借対照表の附属明細書、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書の附属明細書及び財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第23条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、招集の請求が会長にあったとき。

(招集)

第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による招集の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項及びその他法令に定める事項を記載した書面をもって、少なくとも総会開催の日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使できる旨を決定した場合には、総会開催の日の2週間前までに通知をしなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第27条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第28条 総会の決議は、正会員総数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第13条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議決権の代理行使)

第29条 正会員は、あらかじめ通知された事項について、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権の行使)

第30条 正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面によって議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員は、必要事項を記載した議決権行使書面をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の書面は、総会開催の日時の直前の業務時間終了時までには到達しないときは、効力を生じない。

3 第1項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(電磁的方法による議決権の行使)

第31条 正会員は、あらかじめ通知された事項について、この法人の承諾を得て、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法によりこの法人に提出して議決権の行使を行うことができる。この場合は、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(総会の議事録)

第32条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び総会において選出された議事録署名人2人以上が記名押印する。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(4) 総会に付議すべき事項に関する事項の決定

(5) 総会の招集に関する事項の決定

(6) 事業を執行するための計画、組織及び管理の方法に関する事項の決定

(7) 内部規程の制定又は改廃に関する事項の決定

(8) 全各号に掲げるもののほか、理事会において必要と認めた事項

(招集)

第35条 理事会は、第16条第4項の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。

(1) 会長以外の理事から会長に対して、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(2) 第16条第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の1週間前までに理事及び監事に通知しなければならない。

5 前項の規定に関わらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(開 催)

第36条 理事会は、4箇月を超える間隔で年2回以上開催するほか、次の各号の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 前条第3項各号の規定による招集の請求があったとき。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、第35条第3項各号の規定により開催された理事会の議長は、出席した理事の互選により選出する。

(決議等)

第38条 理事会の決議は、この定款に別に定めるものを除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第7章 運営協議会

(設 置)

第40条 この法人に、緑の募金法の定めるところにより運営協議会を置く。

2 運営協議会は、会長の諮問に応じ、この法人の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 運営協議会は、この法人の運営の公平性及び透明性を確保し、地域の多様な意見をこの法人の運営に反映するよう努めなければならない。

(組 織)

第41条 運営協議会は、委員10人以内で組織する。

2 運営協議会の委員は、緑の募金法第7条第3項の規定により森林整備等に関して学識経験を有する者のうちから、知事の認可を受けて会長が任命する。

(任期等)

第42条 運営協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された運営協議会の委員の任期は、前任者又は、現任者の残任期間とする。

2 運営協議会の委員は、再任されることができる。

3 運営協議会の委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(協議会長)

第43条 運営協議会に運営協議会を掌理する者を置き、協議会長と称する。

2 協議会長は、運営協議会の委員の互選によってこれを定める。

3 運営協議会の議長は、協議会長がこれに当たる。

4 協議会長に事故があるとき又は協議会長が欠けたときは、協議会長の指名した委員が、その職務を代行する。

(定足数)

第44条 運営協議会は、運営協議会の委員現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

2 やむを得ない理由のため運営協議会に出席できない委員は、あらかじめ書面をもって他の委員に対して調査審議を行う権限を委任した場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(権限)

第45条 運営協議会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 緑の募金の目標額及び当該募金による寄附金の使途についての計画に関する事項。

(2) 緑の募金による寄附金について第4条第2号の交付金を交付する場合の交付の相手方及びその額に関する事項。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項。

(委任)

第46条 この章に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(財産の構成)

第47条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 公益社団法人への移行時の財産目録に記載された財産

(2) 会費及び分担金

(3) 寄附金品

(4) 資産から生ずる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(財産の種類)

第48条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(2) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第49条 財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(基本財産)

第50条 この法人の基本財産は、第48条第2項に定める財産とする。

2 前項の財産はこれを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業

の逐行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議及び総会において出席した正会員の3分の2以上の決議を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第51条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

2 緑の募金による寄附金は、その用途が明確に分かるように区分して経理する。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第53条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得て行政庁に提出しなければならない。

2 第1項の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類のうち緑の募金に係る部分については、理事会の承認を得る前に、あらかじめ運営協議会の意見を聴かなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第54条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次に掲げる書類を作成し、監事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 監事は、前項各号に掲げる書類を受理したときは、これを監査し、監査報告を作成しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告について、理事会の承認を経て総会の承認を受け、その事業年度終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第55条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

(義務の負担及び権利の放棄)

第56条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議及び総会において出席した正会員の

3分の2以上の決議を得なければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第57条 この定款は、総会の決議を経て変更することができる。

(解散)

第58条 この法人は、総会において正会員総数の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第59条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第60条 この法人が清算するとき有する残余財産は、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議及び総会において正会員総数の3分の2以上の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第61条 この法人の公告は、電子公告で行う。

2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載するものとする。

第11章 事務局

(設置等)

第62条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第12章 補則

(委任)

第63条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事(会長)は山根常正、代表理事(副会長)は佐藤孝男、萬代宣雄とし、最初の業務執行理事は石野眞とする。

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を

行ったときは、第52条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。